

180 日を超える入院料の算定について

健康保険法等の規定により、180日を超えて一般病棟に長期入院する患者さんの入院料の一部は、健康保険等の適用対象から外れ、実費分の特別の料金として患者さんご自身にご負担して頂くことになっていきますのでご了承願います。

1 日につき 2, 3 9 0 円

これにより当院では上記の金額を請求させていただきます。
なお、該当される患者さんには、あらかじめご説明させていただきます。